

ー坂町県道推進室からのお知らせー

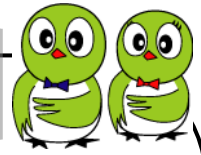


第35号 発行：平成26年6月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室  
TEL (082) 820-1536  
FAX (082) 820-1523  
E-mail:kendou@town.saka.lg.jp



# 県道坂小屋浦線進捗状況のお知らせ



平成26年5月1日現在の進捗状況をお知らせします。

1工区全体で、用地29件、家屋25件の補償契約が済んでいます。

(数値は1工区全体)

用地測量  
85%

家屋調査  
89%

用地買収  
50%

家屋補償  
68%

現在、家屋の移転も進み、残地の有効活用が進んでいます。

特に1-2工区に於いては進捗率が80%となっています。

引き続き本格的な工事着手に努めてまいりますので、皆様のご協力を  
よろしくお願い致します。



H24.4月



現在の県道坂小屋浦線の状況

H25.4月



坂町ホームページ

<http://www.town.saka.hiroshima.jp/sakacho/>

H26.5月

## ●代替地の提供について



公共事業の用地取得にあたり、地権者の皆様から代替地の要望をされることがあります。皆様の土地で代替地として提供しても良いと思われる方はご連絡ください。（農地を含む）

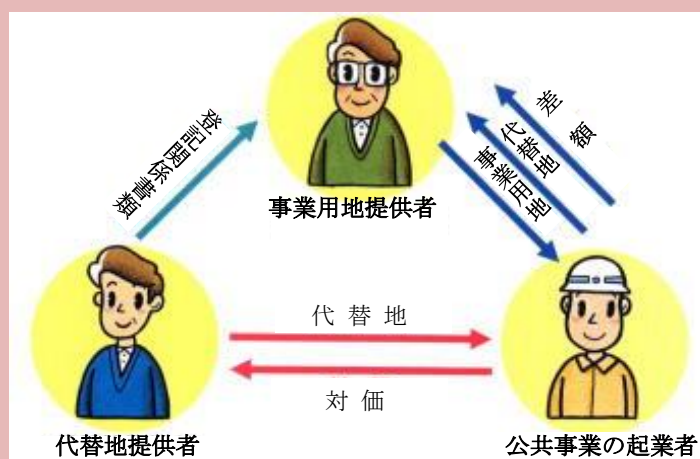
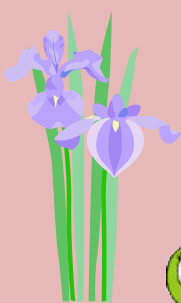
代替地提供者に対して、三者契約をした場合には税法上の優遇処置（1,500万円の特別控除の適用）があります。

※なお、せっかくご連絡いただいても、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承願います。

### ●三者契約による税法上の優遇措置

事業用地提供者、代替地提供者、公共事業の起業者の三者による契約（三者契約）をした場合、代替地提供者に対して、1,500万円の特別控除の適用が受けられます。

- ・三者で一括契約した場合のみ、この特別控除が認められています。
- ・この特別控除の適用を受けられる範囲は、買収させていただく事業用地の土地代金以内で、かつ、最大1,500万円までです。
- ・代替地が、たな卸資産その他これに準ずる資産に該当する場合には適用されません。



※県道坂小屋浦線は、坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行ううえで是非必要な道路であり、引き続き関係地権者の方々の更なる御理解、御協力をいただきながら、本格的な建設工事に向けて広島県と共に事業を推進してまいります。